

事 務 連 絡
令和 2年 5月 1日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

西予市福祉事務所 長寿介護課

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る
運営推進会議等の取扱いについて（通知）

平素は、本市の介護保険行政に御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、国の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」により地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下「運営推進会議等」という。）の取扱いが示され、西予市での対応についても kintone でお示していたところです。

この対応については、今後長期化することが考えられますので、運営推進会議等の取扱いを当面の間、下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、引き続き令和2年5月1日から当面の間、運営推進会議等を延期または中止した場合であっても、運営基準違反とならない取り扱いとします。延期または中止した場合には、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために行った措置であることが判るよう記録に残してください。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、書面での会議をした場合には、開催したこととみなします。書面で実施する場合は、構成員に対して資料を送付し、運営状況の報告を行い、事業所に対する評価、要望、助言等を受け付けてください。また、送付した資料を市へ提出もお願いいたします。
- 3 認知症対応型共同生活介護の外部評価回数緩和について、市職員または包括支援センター職員の年4回以上の出席については、上記2により資料を市へ提出いただいた場合、出席したこととみなします。提出方法は郵送またはFAX、kintone等をご利用ください。
- 4 当該通知における当面の間は、当方から終了通知を発出するまでとします。

【担当】

西予市福祉事務所 長寿介護課

主査 黒田 彩加

TEL:0894-62-6406

FAX:0894-62-6543